

岩手県監査委員告示第42号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月6日

岩手県監査委員 岩 淵 誠  
岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
岩手県監査委員 五 味 克 仁  
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 総務部総務室
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和4年7月27日
  - (2) 本監査実施日 令和4年8月30日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年10月7日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	釜石地区合同庁舎職員用駐車場用地として、平成25年1月から平成26年3月31日まで借用していた土地については、借用期間が終了した時点で財産台帳から除籍する手続を行わず、現在までそのままとなっていた。令和4年7月29日に除籍の手続を行った。 今後は、財産の異動等があつた場合は、速やかに手続を行うこととし、処理の漏れがないように再発防止に努めることとした。